第四章　衛生植物検疫措置
第三十八条　適用範囲
第三十九条　権利及び義務の再確認
第四十条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第四十一条　照会所
第四十二条　第九章の規定の不適用
第五章　任意規格、強制規格及び適合性評価手続
第四十三条　目的
第四十四条　適用範囲
第四十五条　権利及び義務の再確認
第四十六条　協力
第四十七条　照会所
第四十八条　任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第四十九条　第九章の規定の不適用
第六章　サービスの貿易
第五十・一条　定義
第五十・二条　適用範囲
第五十・三条　最恵国待遇
第五十・四条　透明性
第五十・五条　国内規制
第五十・六条　行政指導
第五十・七条　承認
第五十・八条　独占及び排他的なサービス提供者
第五十・九条　商慣習
第五十・十条　セーフガード
第五十・十一条　支払及び資金の移転
第五十・十二条　国際収支の擁護のための制限
第五十・十三条　一般的例外
第五十・十四条　補助金
第五十・十五条　協力
第五十・十六条　新規ＡＳＥＡＮ構成国の参加の増大
第五十・十七条　市場アクセス
第五十・十八条　内国民待遇
第五十・十九条　追加的な約束
第五十・二十条　特定の約束に係る表
第五十・二十一条　約束の適用
第五十・二十二条　漸進的な自由化
第五十・二十三条　特定の約束に係る表の修正
第五十・二十四条　サービスの貿易に関する小委員会
第五十・二十五条　見直し
第五十・二十六条　利益の否認
第六章の附属書Ａ　金融サービス
第Ａ・一条　適用範囲及び定義
第Ａ・二条　透明性
第Ａ・三条　情報の移転及び処理
第Ａ・四条　国内規制
第Ａ・五条　信用秩序の維持のための措置の承認
第Ａ・六条　紛争解決
第六章の附属書Ｂ　電気通信サービス
第Ｂ・一条　適用範囲
第Ｂ・二条　定義
第Ｂ・三条　アクセス及び利用
第Ｂ・四条　番号ポータビリティ
第Ｂ・五条　競争条件の確保のためのセーフガード
第Ｂ・六条　主要なサービス提供者による待遇
第Ｂ・七条　再販売
第Ｂ・八条　相互接続
第Ｂ・九条　専用回線によるサービスの提供及び価格の決定
第Ｂ・十条　コロケーション
第Ｂ・十一条　独立の電気通信規制機関
第Ｂ・十二条　ユニバーサル・サービス
第Ｂ・十三条　免許
第Ｂ・十四条　希少な資源の分配及び利用
第Ｂ・十五条　透明性
第Ｂ・十六条　紛争解決
第Ｂ・十七条　国際機関との関係
第Ｂ・十八条　経過措置
経過措置に関する第六章の附属書Ｂの付録
第六章の二　自然人の移動
第五十条の二　目的
第五十条の二の二　適用範囲
第五十条の二の三　定義
第五十条の二の四　特定の約束
第五十条の二の五　申請の処理
第五十条の二の六　透明性
第五十条の二の七　承認
第五十条の二の八　第九章の規定の適用
第五十条の二の九　一般的例外
第五十条の二の十　出入国管理に関する法令に基づく措置
第七章　投資
第五十一・一条　適用範囲
第五十一・二条　定義
第五十一・三条　内国民待遇
第五十一・四条　一般的待遇
第五十一・五条　特定措置の履行要求の禁止
第五十一・六条　経営幹部及び取締役会
第五十一・七条　留保及び例外
第五十一・八条　公衆による意見提出